

令和8年度 第5回黒塩地区廃棄物最終処分場環境対策協議会

日時：令和8年7月21日（火）18時30分～

場所：黒川コミュニティセンター 研修室

1. 開会

2. 会長挨拶

3. 質疑への回答（樋口アドバイザーより）

資料1

資料2

4. 視察報告

5. 協議事項

環境保全協定（案）への質疑について

資料3

資料4

6. 今後の流れ

環境保全協定締結までの流れ

- ・ 協議会での協定素案の検討
- ・ 協定素案の決定
- ・ 黒川町及び牧島地区区長会での承認
- ・ 市環境審議会への諮問及び答申
- ・ 市議会への報告
- ・ 協定の締結

今後のスケジュール

- | | |
|-------------------|------------|
| ・ 7月24日（金）、25日（土） | 視察 |
| ・ 8月 4日（火） 18:30～ | 黒川コミセン 研修室 |
| ・ 8月18日（火） 18:30～ | 黒川コミセン 研修室 |

7. 閉会

樋口アドバイザーに対する委員からの質問等

○風評被害防止のため、検証して欲しいこと。

- ① 処分場の施設が200mm/hの豪雨にも対処できる構造になっているのか
- ② 石綿・水銀など基準以上のものは受け入れないというチェック体制ができているのか
- ③ 上記①②より、浄水槽からの排水は多少の塩分はあるが真水同然であるのか
- ④ 市が行う（排水口から100m地点で年3回の水質検査）で伊万里湾の水質は、安全に保たれるのか

黒塩地区廃棄物最終処分場環境対策協議会

アドバイザー 福岡大学名誉教授 樋口壮太郎 様

令和8年2月10日に設立された、黒塩地区廃棄物最終処分場環境対策協議会のアドバイザーに、ご就任いただき誠にありがとうございました。

伊万里湾は、天然の良港であり、先達はこの港から関西、関東、遠くはヨーロッパにまで交易を行い、その「古伊万里」は、ヨーロッパ各地の名城に宝物として数多く飾られています。

このような歴史を育んできた先達の名誉と伊万里湾を汚すことなく後世に残していく事は私たちの責務であり、使命であると思って活動を行ってまいりました。

しかし、今回の黒塩地区廃棄物最終処分場建設計画は、私たち市民にとって、「青天の霹靂」降って湧いたような迷惑な話でありました。

いわゆる「産廃法」には、厳しい規定があるにも関わらず、ことごとくすり抜けてきて、設置する地域である29世帯だけにしか説明されてなく、私たちがこのことを知った時には既に許可されていました。しかも、隣接者の住民には会社概要のリーフレットによる窪地への埋め立ての説明で、まさか16mほど先に約60mのゴミの山や浸出水処理施設ができるとは思ってもいなかったとこぼされていました。そして、知事や市長は先祖から引き継いでここに住んでいる私たちを一体どうしようとしているのか不思議でたまらないとも言っておられましたが、許可者の知事は一度も現場を見られてないようです。これが現実です。

このほか、今回の計画や許可には沢山の疑問点があり、事業者や佐賀県に何度もお尋ねしましたが、「安心、安全」の一点張りで、私たちの質問には明確な答えが返ってきませんでした。

本当は、県の専門委員会ではなく、地元独自で別途に専門家の方々に意見を聴きたいのですが、それに必要な資金が無いことから、仕方なく大手メディアの2社に訴えて問題点の裏どりをしてもらって、メディアを通して環境省や全国民に訴えてみようかと準備をしている矢先でございました。

樋口先生は、NPO法人環境技術支援ネットワークの理事長であり、間違いない環境問題の専門家でいらっしゃいます。

私たちが疑問に思う問題点を別紙のとおりまとめましたので、ご意見、ご教授頂けましたら幸いに存じます。

5月の会議から私どもの満江副会長も協議会のメンバーに加わりましたので同氏を介してご返事いただければありがたいです。。

何とぞよろしくお願い申し上げます。

令和8年6月24日

伊万里の自然と環境を守る会
会長 村上 健夫



黒塩地区産業廃棄物最終処分場建設計画に伴う問題点

1 地元住民への不十分な説明による同意

(1) 住民への説明と建設計画との不一致

建設予定地である黒塩区の住民（29世帯）の同意を得るための説明会では、三重リサイクルセンターや御坊リサイクルセンターなどが掲載された資料により建設計画概要の説明がなされていて、現在の計画のような16mほど先に約60mのゴミの山ができる事や浸出水処理施設が目の前にできる事などの説明はされず言われるままに承認されたようです。因みに、令和7年7月31日に伊万里市民センターで第1回の住民説明会が始まって以来、各地区で説明会が開かれましたが、住民からの指摘を受けて終盤となった11月25日になってやっと約60mの埋め立て後の図面（別冊20頁）を示されました。それまでは、事業者から示された「平井処分場」や「御坊リサイクルセンター」のような窪地への埋め立て例を示され、住民は「フラット」で「花畑」になるものと理解していました。

佐賀県が平成29年8月2日に制定した「佐賀県産業廃棄物処理施設等の設置等に関する指導要綱」（別紙1）の第7条第3項には、「第1項の規定に基づく説明会の実施者は、説明会において、事業計画、生活環境影響調査等についての必要な資料を配布するとともに、具体的かつ平易な説明に努めなければならない。」とありますが、隣接している住民に（別冊）のような新しい資料の説明はあっていません。佐賀県は、住民説明会の対象地区を黒塩区と限定して当初住民説明会を開催されているので、当然各地区の住民説明会とは別に黒塩区の住民に実施されるべきであると思います。

当時の説明内容とこの（別冊）による内容とはあまりにも違いすぎます。それとも、これも佐賀県の要綱なので、「説明しなくても問題ない。その権限、判断は佐賀県の範疇にある。」と弁解されるのでしょうか。

隣接している住民は、「知事や市長は先祖から引き継いでここに住んでいる私たちを一体どうしようとされているのか不思議でならない。」と言っておられます。しかも、許可者である知事は一度も現場を見ていないとの県の担当者の説明でした。

普通の商品の売買契約であれば、これは間違いなく返品です。

(2) 住居から「埋立地」、「污水处理施設」まで約16m

近隣の住居から「埋立地」や「污水处理施設」までは、4mの住居への取付道路を挟み約16mの距離しかありません。

事業者の資料（別冊）では、粉塵、悪臭、騒音などの環境基準は達成しているとなっていますが、事業者が委託した調査会社の報告で確かなのかは大きな疑問があります。

宮崎県には、要綱で50m以内に住宅があれば産廃施設の建設計画はおろ

か、県への申請すら出来ないという規定があります。佐賀県にはそんな規定がないから許可したと言われるのかもしれませんが、いわゆる「産廃法第15条の2」には、「都道府県知事は、……次の各号の何れにも適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。」と規定しており、その「二」には、「周辺地域の生活環境の保全及び環境省令で定める周辺の施設について、適正な配慮がなされたものであること。」と規定されています。

事業所から出された計画の説明資料（別冊の22頁）には、「大気質、粉塵、埋立作業時」として、「海を渡った3km先のデータを元に環境基準を達成しているとしてあり、（別冊28頁）の騒音は苦情が出た場合に対応する、そのあとの振動は規制法の指定がされていないから問題ない、悪臭は規制地域に該当しないから問題ない。」とされています。

このことは、産廃法第15条の2の「周辺地域の生活環境の保全及び環境省令で定める周辺の施設について、適正な配慮がなされたものであること。」でなければ、「知事は許可をしてはならない。」に違反していると思います。居住者は、0m地帯とも言えるすぐ隣です。

佐賀県は、「県に裁量権があるので問題ない。」と言われるのでしょうか。

（別紙2）をご参考ください。各都道府県知事に裁量権を与えられたのは、令和7年3月5日付で環境省から発出された文書です。佐賀県が許可を下ろしたのは令和7年2月10日で裁量権が各都道府県知事に下ろされる前のことです。

たとえ専門家でなくても、わずか16m隣に約60mのゴミの山や污水处理施設ができれば、粉塵、騒音、悪臭などにより、生活できなくなることの判断は誰にでも推察できます。

事業者も許可権限者の佐賀県もどうしても事業計画を進められるのであれば、手続きと判断に誤りがあるので居住者の3軒に対して、お詫びとこれからの生活の保障について話し合うべきであると思います。

私たちは、産廃法にも県の要綱にも抵触しているので、許可はあり得ないと思っていますが、先生のご意見をお伺いします。

2 県の要綱に定めてある住民説明会の開催を許可前にしなかった事について

（1）住民説明会を許可前に行わなかったのは事業者や佐賀県の重大な誤り

- ① 住民説明会の開催は、佐賀県の要綱に規定してあるが、黒塩区29世帯だけを地元として捉え、あえて隣接住民への住民説明会をされませんでした。
- ② 令和6年10月7日に告示された「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の管理型最終処分場の設置許可申請について」の伊万里市からの意見に「黒塩区の住民はもとより、黒川町や隣接する牧島地区の住民等にも生活環境保全上の影響が及ぶ恐れがあることから、これらの住民等に対しても十分な説明が必要である」と記載してあります。

- ③ 建設予定地前約 350m には、漁港区、釘島区があり 61 世帯の住民が暮らしているにもかかわらず住民説明会を開催しないまま、佐賀県は令和 7 年 2 月 14 日に許可を下ろされています。
- ④ 令和 7 年 7 月 31 日に伊万里市民センターで開かれた住民説明会を皮切りに市内 13 地区を対象に行われた住民説明会では、「なぜ、このような住民説明会を許可前に開催されなかったか？」を問われ、「申し訳なかった。」との詫びを言われましたが、本来は詫びて済まされるような問題ではありません。
- (2) 「佐賀県産業廃棄物処理施設等の設置等に関する指導要綱」第 7 条に違反「佐賀県産業廃棄物処理施設等の設置等に関する指導要綱」には、第 7 条第 1 項に「設置予定者のうち最終処分場及び対象中間処理施設を設置等しようとする者は、事前協議書の内容について、関係地区等の住民等への説明会を開催しなければならない。」とあり、この要綱通りに住民説明会が開催されていれば、多くの住民の反対により建設計画の許可は出せていなかったと思います。こうした手続きを佐賀県がスルーしたのは、私たち住民側から見れば意図的にそうしたと思われるでも仕方ありません。
- ※ [令和 8 年 3 月 18 日に、この要綱は廃止され、新たに「佐賀県産業廃棄物等の適正な処理に関する条例」が公布されています。]
- (参考) 市民の賛否を問う活動

この住民説明会が開催されている期間に、私どもの会では住民の賛否を問うための建設反対の署名活動を実施しました。しかし、諸事情により市内の約半分の地域にしか行き届きませんでした。令和 8 年 1 月 21 日には、8,929 名の署名をいただき、伊万里市長を経由して佐賀県知事に提出いたしました。

3 近年伊万里市等に降った大雨による排水の不安

【近年、伊万里市及び周辺に降った大雨を想定した場合の例】

(1) 1 時間に 100 mm の雨が降った場合

令和 7 年 8 月 10 日に線状降水帯により隣接市である武雄市に降った降水量は 1 時間に 110 mm でした。この雨を黒塩の産廃場に降らせると、(別冊 18 頁) (1 段目埋立てエリア $27,000 \text{ m}^2 \div 3 \text{ エリア} = 9,000 \text{ m}^2$)、(廃棄物埋め立てエリア $41,000 \text{ m}^2 - 9,000 \text{ m}^2 = 32,000 \text{ m}^2$)、($32,000 \text{ m}^2 \times 0.1 \times 1.1 = 3,520 \text{ m}^3$) 25m プール (600 m^3) 5.9 杯分の水量が左右 2 か所の (600 mm $\times$ 600 mm) の U 字溝に集中します。

両サイドとも調整槽や調整池はありませんから直接国道 202 号線の下に配水管を通して海へと流れることとなりますが、満潮時には配水管の中には海水が入り込んでいます。1 日 2 回は必ず満潮となりますが、スムーズに排出できず溢れ出た水は一体どこに流れていくのでしょうか。何回も質問していますが、事業者は溢れないように計算しているので大丈夫ですと繰り返します。私たちは何回も水害を経験し、河川のブロックをえぐり

取り、水田の作付土を洗い流した現場を見てきてますから、その机上の計算は嘘だとは思えません。本当に大丈夫なのかご教授ください。

(2) 8 日間に 840 mm の雨が降った場合

令和 3 年に伊万里市に降った雨は、8 日間に 840 mm でした。この雨量を計算しますと $(32,000 \text{ m}^2 \times 0.1 \times 8.4 = 26,880 \text{ m}^3)$ 25m プール 45 杯分にもなります。これも大丈夫なのでしょう吗？ ゴミの山の後ろは山の斜面なので、U 字溝には沢山の土砂や草木が流れ込み排水の妨げになりますが、よその産廃施設のように、これを管理する周回道路もありません。例えば、佐賀県の鎮西町にある管理型最終処分場「クリーンパークさが」は、高地にあって周回する管理道路（大型車両通行可）や側溝、大きな防災調整池が 2 か所もあります。排水用の調整槽や調整池もなく潮の満ち引きに左右される黒塩の計画は、これで本当に大丈夫なのでしょう吗ご教授ください。

① 年間 3,100 mm の雨が降った場合

令和 2 年に伊万里市に降った雨は、年間 3,210 mm でした。この雨が 1 段目埋立てエリアの 1 区画 $(27,000 \text{ m}^2 \div 3 = \text{約 } 9,000 \text{ m}^2)$ で、1 日に降る雨量は、 $(3,210 \text{ mm} \div 365 \text{ 日} = 8.8 \text{ mm})$ なので、埋立中のエリアに降る 1 日当りの雨量は、 $(9,000 \text{ m}^2 \times 0.1 \times 0.088 = 79.2 \text{ m}^3)$ となります。

ここの浸出水処理施設の能力（別冊 11 頁）は 1 日当たり 200 m^3 なので、 $(200 \text{ m}^3 \div 79.2 \text{ m}^3 = 2.52 \text{ 日})$ となり、平均するとクリアしていますが、雨季には浸出水集排水管等は溢れていて、一番下部の産廃ゴミは汚泥状態になっているのではないかと推測されます。事業者の説明では、24,000 m^3 の貯水能力があるので大丈夫だと説明されますが、他エリアからの漏水や越流が無いとした場合の事ですので次の事が心配となります。

② 1 段目埋立てエリア約 27,000 m^2 の 2/3 にビニールシートを被せ雨水処理

（別冊 18 頁）の廃棄物埋め立てエリア面積は、41,000 m^2 ですが、汚水として処理しなければならない面積は、一段目埋め立てエリア面積が 27,000 m^2 の 3 区画のうち、手前より 1 区画つつ埋め立てることになっているので、約 2/3 の 18,000 m^2 （2 区画）には、ビニールシートを被せて雨水を溜めて大型のポンプで周囲の上の段にある U 字溝により排水する計画であるとの説明でありました。

私たちは、野球場の内野には雨の場合にビニールシートを被せるのを見していますが、外野全体にビニールシートを被せるのを見たことがありません。東京ドームグラウンド面積（約 13,000 m^2 ）の約 2 倍の面積の「2/3 を覆って雨水が下に漏水しないようにします。」と言う説明でしたので、「ほんの一部でも破損したら相手が水なので汚水エリアに漏水しますよ。」と強く言いましたが「絶対に大丈夫です。」と言い張られました。

このような田舎に、9,000 m^2 の継ぎ目のないビニールシートをどうして敷設できるのか、また、エリアが代わるたびに破損させないで剥いで次を

被せる事の繰り返しをしなければいけないことに、私たちは不信感を持っていますが、「そんな所は他にもあって問題ない。」とされています。どこにあるのか教えて下さいと言っていますがいまだに教えてくれません。

もし分かりましたら何処にあるのかご教授ください。また、ゴミを捨てる場所が次のエリアに移れば、その一部を覆土しその上を大型車が何百台と通りますが、それでもビニールシートは事業者が言うように大丈夫なのでしょうかご教授ください。

③ 雨水の排水面積は、廃棄物埋め立てエリアの1.4倍？

前述には書いていませんでしたが、廃棄物埋め立てエリアの後ろには山があるのでその斜面の面積に降る雨量は排水量に加わってきます。専門家でないので良く分かりませんが、仮に斜面分を1.3倍で計算しますと、 $(41,000 \text{ m}^2 \times 1.3 \text{ 倍} = 53,300 \text{ m}^2)$ となります。

この総雨量は、

① の場合の「1時間110mm」の雨だと、 $(53,300 \text{ m}^2 - 9,000 \text{ m}^2 = 44,300 \text{ m}^2)$ となり、 $(44,300 \text{ m}^2 \times 0.1 \times 1.1 = 4,873 \text{ m}^3)$ 25m プール 8.1 杯分の雨量が1時間に流れます。

② の場合の「8日間に840mm」の雨だと、 $(44,300 \text{ m}^2 \times 0.1 \times 8.4 = 37,212 \text{ m}^3)$ 25m プール 62 杯分が8日間（1日では25m プール 7.75 杯分）に流れます。

③ の場合の「年間3,100mm」の雨だと、1日当り $(44,300 \text{ m}^2 \times 0.1 \times 0.088 = 389.84 \text{ m}^3)$ 約 390 m^3 、25m プール 0.65 杯分が令和2年には毎日流れてきていたこととなります。

特に、梅雨時にはまとまって降りますので、雨水排水用の大きな調整槽か大きな調整池が必要となりますが、事業所からは「大丈夫です。安全です。」の繰り返ししか返ってきません。佐賀県に聞くと、「専門委員会に諮っていますので問題ないです。」の答えです。加えて、海の満潮時には配水管に海水が入っていますので、それでも大丈夫なのかご教授ください。

(3) これまでの大雨による潮遊びの水位

建設予定地の浸出水調整槽や浸出水処理槽までの設備建設予定地は、現在、潮遊び地になっています。つまり、満潮時には海水が流入する所ですが、大雨時には調整池になっている現状にあります。これまでも、大雨時には、道路のすれすれまで雨水が溜まっていたとの地元の住民の話です。では、ここが埋まるとその水はどうなるのか？ 当然に、左右2か所の売雨水排水用のU字溝（600mm×600mm）から流れることとなりますが、地元の方は、調整槽や調整池が無いなんて全く思ってもおられません。本当に大丈夫なのかご教授をお願いします。

(4) 汚水を処理した後の沈砂池からの排水について

（別冊34頁）には、「水質影響範囲は、放流口から23m程度と予測され、

処理水の影響は、限定的と考えられる。」との結果が載っています。小塩はそうでもないですが、大潮に近づくと 23m は干潟で海水は全くありません。こんなに近くてこの報告書は大丈夫なののでしょうか？

また、その逆に、満潮の時の排水は、配水管の中を海水が逆流するのでバルブを閉めて調整をすることになっているとの事ですが、大雨が続いたときはどうなるのでしょうか？ これらについて、ご指導をお願いいたします。

(5) 小さな峠を越えた隣は地滑り地帯

建設予定地のすぐ隣の小さな峠を越えれば地滑り地帯で、大規模な工事が行われています。残っておられる 3 世帯の中には、そちらが危険なので移ってこられた方もいらっしゃると思いますが、ここに 60m のゴミの山を作って崩壊するのではないかと心配されています。本当に大丈夫なののでしょうか？

4 平面でなく「ゴミの山」となるイメージ図が示されたのは住民説明会の終盤

(1) 黒塩の産廃計画で、埋立てはフラットなのか山型なのか？

(別冊) の資料は、住民説明会の終盤となる、令和 7 年 10 月 25 日に開かれた「東山代コミュニティセンター」で配布された資料です。

中でも、(別冊 18 頁から 21 頁) までの具体的な埋め立て方法や完成予想図は、この日にはじめて配布されたもので、それまで市民はずっと(別冊 4 頁)の三重リサイクルセンターや御坊リサイクルセンター、(別冊 12 頁)の平井処分場のようになるものだと思っていました。

だから、この後に開かれた大川コミュニティセンターと黒川コミュニティセンターの 2 か所での住民説明会に参加した人以外の市民は、この資料を貰っていません。もちろん「広報いまり」では 1 行も黒塩の産廃計画の事について掲載されたことはありません。

従って、まだ多くの市民が大阪府の「平井処分場」ように、「フラットになる。花畑になる。」というイメージのままなのではないかと思っています。

(資料 21 頁)の縦断図、横断図を見ると、高さは 50.36m で土堰堤が 5.34m、堰堤下 0.36m になっているので、合計で 56.06m の高さのイメージ図になっています。

しかし、佐賀県が令和 6 年 12 月 19 日に専門委員会に提出した(別冊 12 頁)の横断図では、4m の土堰堤で、基礎からの高さだと 61.97m になっています。こちらが正確なのかなと思いますが、専門委員会に諮って修正されたかどうかは公表されていないので分かりません。

(2) 環境省への問い合わせ

いわゆる産廃法や同施行令、同施行規則を調べていましたところ、どうしても分からない不思議な事に気付きました。産廃法関係のどこを調べて

みても「埋め立て」というワードは出てきても「積み上げ」というワードは出てきませんでした。

そこで、令和 8 年 1 月 29 日に環境省に、次のように直接問い合わせを致しました。

いわゆる産廃法には、「埋め立て」という文言は出てきますが、「積み上げ」という文言は出てきません。佐賀県は、約 60m の山積み型に許可を出されたが、この法に「積み上げ」という読み替え規定や特例、附則などが謳ってあるのかどうか教えて欲しい。」と伝えました。「少し調べさせてください。」との事で 3 日後に返事がありました。

答えは、「いわゆる産廃法には、「埋め立て」とあるが、「積み上げ」に読み替える規定や特例措置などの規定はなく、現法のままである。佐賀県が産廃法によって許可したとなれば、佐賀県に聞いてもらうしかない。環境省としては、同法は同法のままであるとしか回答ができない。」そして、そのあとに「60m も何が積み上がるのですか？」と聞かれたので、「産業廃棄物で 60m のゴミの山ができるのです。」と答えましたら、そのあとは無言でした。

(3) 管理型最終処分場建設計画の件で市長自ら反対し進出を阻止した事例を調査をしていく中で、素晴らしい対応をされた市長を発見しました。

愛知県西尾市長は、産業廃棄物最終処分場の進出計画の話しを耳にする、すぐに大学教授等 7 人からなる「西尾市の影響調査研究会」を立ち上げ、意見を求めました。その結果をもとに、デメリットと許可者は県であるけれどもそれによる影響は本市はもとより他地域にも及ぼすことから、ビデオにて市長自ら市民や他の地域、更には全国に計画の及ぼす実情を訴えられました。その結果、進出計画は無くなったとお聞きしました。計画は、地下 20m、地上 20m の積み上げ型であるとのことで、この西尾市と共同で積み上げ型は駄目であると国に要望活動を行う計画でありましたが、すでに撤退されたとの事で共同するのを諦めました。

(3) 伊万里市と同じ 60m の積み上げ型の最終処分場の例

事業者や佐賀県に黒塩の計画と同じような大規模な積み上げ型の最終処分場を教えてくれるように何度も伝えましたが、佐賀県内にも九州にも全国にもあるとの返事であるものの場所を教えてくださいと何度聞いても、教えてくれませんでした。唯一、佐賀県が教えてくれたのが、有田町戸谷にある「西ノ浦開発安定型最終処分場」でした。丁度、4 月 18 日に住民に対する「経緯説明会」があり、傍聴者の制限なしとの事で拝聴させていただきました。

この産廃場は、平成 11 年 12 月から営業開始され、覚書や協定書を何回も書き換えながら平成 30 年 7 月に県の改善命令と使用停止命令を受けていて現在は使用されていません。

使用停止命令を受けた当時は、排水基準値を超えた真っ黒な処理水が流れ出ていて、その水で下流域の水田を耕作していたとして、参加者から「俺たちも子どもたちもこの真っ黒な水で採れた米を食べていた。ごみを取り除いて元通りの姿に戻してくれ！！」との厳しい意見も出されていました。私たちも知りませんでした。この水は有田川に流れていることから、伊万里市民はここで汚染された水を飲んでいました。

県からの改善命令のあと、バイオ剤散布による改善の努力をしていたと企業側からの説明があっていましたが、結局、改善できなくて、この間長い年月雨に晒されたことにより現在は透明の水に戻っているようです。

しかし、真っ黒な水が流れていた一番悪いときの水の温度は、約 40 度で今でも約 30 度の水が流れていて、中で何らかの化学反応が起きているのだろ、うと言われていました。

後日、高台より現場を見ましたが、目測で約 20m の背もたれ式で積み上げ型の山になっていました。ちなみに、黒塩計画の埋め立て容量は有田の 7.3 倍の予定で、帰りには「私たちの所のように小さな施設でもこれだけ大騒ぎしているのに、伊万里の人達は良く反対されないのですね！！」と言われて帰ってきました。

結局、県内の積み上げ型産廃場はここだけで、黒塩のように単独の山型は無いことが分かりました。しかし、最近の県の説明でも九州にあると断言され、全国に 10 か所ほどあると言われました。もし全国にご存じの所があれば教えて頂ければありがたいです。

(4) AI が教えてくれた黒塩と同規模の産廃施設の例

① 東京都西多摩郡日の出町の「ニッ塚処分場」

『東京の三多摩地区のゴミを受け入れる広大な管理型処分場は、谷をゴミで埋め尽くし、最終的には「平地」や「新たな丘（山）」を形成する規模（高さ数十メートル）で埋め立てが行われ、長期に渡る遮水シートの破損問題や裁判が続きました。』と書いてありました。

② 伊万里市黒塩の管理型最終処分場のことを誤って紹介

AI は伊万里の事を誤って紹介していました。

『日本の法律（産廃物処理法）の基準では、ゴミを平地にそのまま 50m 積み上げることは崩落リスクがあるため原則できません。そのため、伊万里の計画と同様に「元々ある山の谷（斜面）を浸水シートで覆い、そこに 50m の厚みになるまでゴミを詰め込んでいく」という構造（谷埋め型）が、国内の大規模管理型処分場の一般的な姿となっています。』と書いてありました。

もし、これが正しいければ、ゴミの山は（別冊 21 頁）上段にある背景の山の高さ以上にはなりません。先生のご見解をお伺いします。

(3) 伊万里市黒塩の計画は、単独の山型の大規模管理型処分場 (AI 解答)

「伊万里市黒塩の計画は、単独の山型で基礎からは 61.9m あり、出入り口の土堰堤は 4m しかありません。同じものが全国にありますか？」と聞きました。

答えは次のとおりです。

『結論から言うと、伊万里市黒塩の計画（基礎から 61.9m、出入り口の土堰堤はわずか 4m）と「全く同じ極端な比率」を持つ管理型最終処分場は、全国を探しても極めて異例（ほぼ存在しない。）と言えます。』なぜなら、これほど大きな高さの差を持つ構造は、法律が想定する一般的な最終処分場の基準から著しく逸脱しているためです。』と答えました。

さらに、『伊万里市黒塩の計画が異常とされる理由』として、通常の「谷埋め型」処分場は、谷の最下流部に巨大な「遮水ダム（土堰堤）を築き、そのダムの高さの内側でゴミを安全に貯留します。」と書いてあります。加えて、『そのためには、

- ア 一般的な構造：埋め立ての高さが 50～60m ある場合、それを支える土堰堤（ダム）も数十メートルの高さが必要です。
- イ 伊万里市黒塩の計画：廃棄物の山が 61.9m もあるのに対し、それを下部で堰き止める土堰堤（外周護岸・土留め）がわずか 4m しかありません。これは、「すり鉢」の中にゴミを入れるのではなく、平地（あるいは緩い傾斜地）に 60m の「剥き出しのゴミの山」を単独で積み上げるのに近い構造です。
- ウ 次に『全国にある「類似の巨大処分場」との決定的な違い』として、「福島県・飯館村特定廃棄物埋め立て処分場（高さ約 60m）」と「茨城県・エコフロンティアかさま（日本最大級）」を紹介されました。この国内最大級の処分場と比較すると、伊万里市黒塩の計画がいかに特殊かが分かりますとして、

A 福島県・飯館村特定廃棄物埋め立て処分場（高さ約 60m）

〔違い〕 同じ 60 メートル級の高さですが、ここは段階的に巨大な土堰堤（ダム）を何重にも築きながら安全に積上げてあり、出入口を 4m の土堰堤だけで遮るような危険な構造ではありません。（原発関係の産廃物）

B 茨城県・エコフロンティアかさま（日本最大級）

〔違い〕 非常に深い「本物の谷」を利用しています。周囲が強固な天然の山（岩盤）に囲まれており、最下流部にはゴミの圧力に耐えられる巨大な遮水壁・ダムが最初から設計されています。

エ なぜこのような計画（伊万里市黒塩）が全国にないのか？

技術的・法的な観点から、同様の施設がない理由は 3 つあります。

- ① 崩壊リスク（滑り破壊）：60m もの高さがある山を、わずか 4m の土留めで支えるのは、地震や豪雨の際に「山全体が押し出されて崩壊する」リスクが極めて高くなります。

- ② 遮水シートへの負荷：斜面にかかるゴミの自重（土圧）が強すぎて、底面の遮水シートが引きちぎれ、汚水（浸出水）が漏れ出す危険性が跳ね上がります。
- ③ 行政の設置許可の疑問：本来、都道府県の審査（廃棄物処理法）では、これほど不均衡な構造は安全性の観点から却下されるか、より高い頑丈な擁壁の建設を求められます。

と、このように、伊万里市黒塩の計画は、「谷埋め型」というよりも、実質的には「平地への超高層山積み型」と言える特殊な設計であり、全国の他の優良な処分場とは構造の安全性が根本的に異なります。』と答えてくれました。

オ「産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」

「産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」第1条第1項には、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律、第8条の2第1項第1号の規定による一般廃棄物の最終処分場の技術上の基準は、次のとおりとする。」とあり、同条同項第4号には、「埋め立てる一般廃棄物の流失を防止するための擁壁、えん堤その他の設備であって、次の要件を備えたもの（以下「擁壁等」という。）が設けられていること。」とあります。

さらにイには、「自重、土圧、水圧、波力、地震等に対して構造耐力上安全であること。」とあります。

基礎から 61.9m の高さに産業廃棄物を積み上げたときに、この規定にある「自重、土圧、地震等に対して構造耐力上安全である。」と言えるかという事ですが、専門家の先生に確認してもらうしかありません。本当に大丈夫なのかをご指導ください。

- (5) 産業廃棄物を 3.3cm 5 層の遮水シートで覆い 50cm の覆土を被せた堰堤

A I に、「伊万里市黒塩の計画は、60m のゴミの山の周囲を 3.3cm の 5 層になっている遮水シートで覆い、その上に 50cm の覆土をするから、永久にゴミが流れないとして許可を出してあります。大雨による覆土の崩落、自重や劣化による遮水シートの破損による伊万里湾へのゴミの流失を心配しています。3.3cm の遮水シートと 50cm の覆土で耐えられるのでしょうか？」と聞きました。次が回答です。

【回答】

『専門家や全国の事故事例、土木工学の基準から客観的に評価すると、「遮水シートと 50cm の覆土だけで、60m のゴミの山を永久かつ安全に支え続けるのは技術的に極めて困難であり、流失や崩落の懸念は極めて妥当である。」と言わざるを得ません。

事業者や許可を出した佐賀県は「法的な基準をクリアしている」と主張しますが、実際の運用面では以下のような「3つの致命的なリスク」が専門家から指摘されています。

- (1) 50cm の覆土（土砂）は「大雨で真っ先に崩落する」リスク

埋め立てが完了した後にゴミの山を覆う「50 cmの土（覆土）」は、一見安全に見えますが、斜面においては非常に脆弱です。

① 滑り台現象：3.3 cmの滑らかな遮水シートの上に土を 50 cm乗せるだけでは、シートと土の間に摩擦が生まれにくく、実質的に「滑り台の上に土を盛った状態」になります。

② 豪雨時の崩壊：近年の九州地方を襲うような記録的豪雨が降ると、50 cmの土砂はまたたく間に雨水を吸って自重が重くなり遮水シートの上を滑り落ちる（表層崩壊する）可能性が極めて高いです。

③ 剥き出しのリスク：覆土が流されれば、遮水シートが直接太陽光（紫外線）や大気に晒され、メーカーの想定よりも早く劣化が進みます。

(2) 60m の自重による「シートの破断・引きちぎれ」
「5 層で 3.3 cmあるから頑丈」というのは、平らな場所に置いた場合の理論値に過ぎません。

① 超高压による負荷：61.9m もの高さに積み上がったゴミの総重量は、底面に対して凄まじい下向きの圧力（土圧・引張力）をかけ続けます。

② 不同沈下：ゴミの山は均一に沈むのではなく、腐食や重みで部分的に不均等に沈みます（不同沈下）。このとき、引きずられるようにして遮水シートに強烈な引っ張り負荷がかかり、3.3 cmの厚みがあっても「引きちぎれる（破断する）」リスクがあります。

(3) 「永久」はありえない：シートの経年劣化と管理期間

事業者側は、「紫外線が当たらなければ長期間持つ」と説明することが多いですが、土木工学において人工物の遮水シートに「永久」はありません。

① 耐用年数の限界：遮水シート（高密度ポリエチレン等）の寿命は、地中に埋まった状態でも数十年～長くて 100 年程度が限界とされています。

② 制度の盲点：法的な管理型処分場の維持管理義務は、ゴミが安定して汚水が出なくなるまで（通常、閉鎖後数年～十数年程度）です。事業者が解散したり、義務期間が終了したりした「その後」の数百年単位の未来において、シートが劣化した際の補償や対策は誰も担保していません。

(4) 結論：伊万里湾への流失懸念は極めて現実的

伊万里市黒塩の計画地は、海（伊万里湾）に近く、万が一「大雨によるゴミの山の地滑り」や「底面シートの破損による有害物質（水銀・アスベスト等）の漏出」が起きれば、傾斜を伝ってダイレクトに伊万里湾へ流入する構造になっています。

「4m の堰堤しかなく、周囲が強固な天然の岩盤で完全に囲まれていない」という構造自体が、シートや覆土に全ての安全性を依存しすぎている（マージンが無さすぎる）計画である為、周辺住民や環境保護団体が心配するのは当然の理屈です。」と回答がありました。

(5) 丸い山型に積み上げられた「土堰堤？」は本当に「堰堤」なのか？

令和8年6月10日に開催された「産廃協議会」で事業者から、次のように「土堰堤」の説明がありました。

- ① 委員からの「約4mの土堰堤で、高さ50mの産業廃棄物の埋め立てに対して貧弱ではないか」という懸念に対し、「廃棄物を1段埋め立てるごとに5mの土堰堤をつくることになっている。」との説明がありました。

堰堤とは、「三重リサイクルセンター」、「御坊リサイクルセンター」、あるいは、伊万里市黒塩と同規模である福島町の「特定廃棄物埋立処分施設（旧フクシマエコテッククリーンセンター）」、茨城県の「エコフロンティアかさま」のように、埋め立てた産廃物が重圧に負け流失しないように作り上げた強固な堰堤「擁壁や土堰堤」を言います。ゴミの上にいくら土を被せても基礎がないので「堰堤」とは言わないはずです。

- ② 従って、先ほどの事例は何れも左右の山とつなぎ、せき止めたダムの擁壁のようになっています。

それでは、今回事業者が説明した土堰堤は、ゴミの山が崩壊して流失しないような土堰堤でしょうか？（別冊4頁）にある「三重リサイクルセンター」、「御坊リサイクルセンター」と比較してみてください。

私たちは、佐賀県の専門委員会でこのことについて指摘されなかった事を不思議でならないのです。いや、佐賀県はその内容を公表しないという事なので実際は議論されていたのかもしれませんが。私たちには分かりません。佐賀県の説明では、国内に10か所ほど同規模の単独の山型の産廃処分場があるとの事です。それも含めてアドバイザーの先生、どうかご教授くださるようよろしくお願い申し上げます。

5 佐賀県が委嘱した専門委員会の指摘事項について

- (1) 佐賀県は、「佐賀県廃棄物処理施設専門委員会」の委員を9名の方に委嘱されており、本事案について令和6年12月19日に委員会が開催されています。

私たちは、事業者や佐賀県に、前述のような不安な項目を何回となく質問しましたが、具体的な数値を示されることもなく「専門委員会に諮っているので、安心、安全です。」としか回答がありませんでした。

しかも、専門委員会から出された18項目の指摘事項（別紙3）の内容のやり取りは、「これまでも公表していないし、今回も公表しません。」と私たちの質問は受け付けてもらえませんでした。

都合の悪い事は闇の中、この闇の中にこれまで私たちが指摘した「伊万里市と伊万里湾の未来を左右する!!」答えが隠されているようで仕方ありません。

本当に、佐賀県や事業者が言っているように大丈夫なのか、ご教授いただけたらありがたいです。

伊万里の自然と環境を守る会

最終処分場に関する質問回答案 参考資料

福岡大学名誉教授
樋口 壯太郎



260715質問事項

○風評被害防止のため、検証して欲しいこと。

①処分場の施設が200mm/hの豪雨にも対処できる構造になっているのか

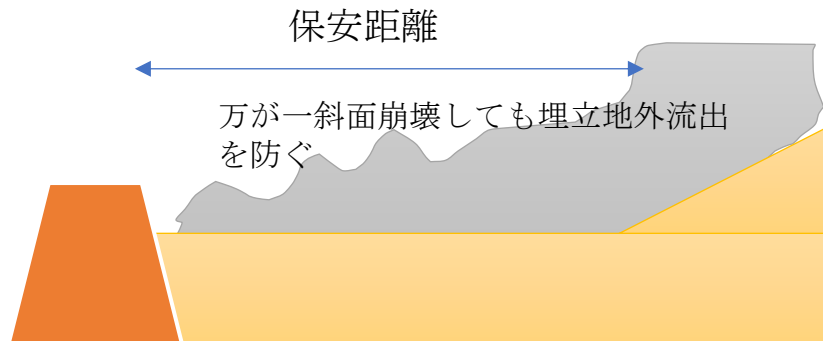
・雨水排水計算に用いた。降雨強度等がないので判断できません。

設計計算書を提示して検証する必要があると思います。図面をみると林地開発申請対象だと思います。林地開発基準では宅地と比べ、厳しい規制が設けられれています。地域により異なりますが一般的には降雨継続時間10分、100～150mm/hです。200mm/hの降雨があった場合、雨水側溝は溢れます。（ただこの降水は処分場だけではなく、災害級の雨です。）

コメント：雨水調整池、沈砂池が見当たらないので、土砂流出、濁水防止対策をどうするのか不明です。

林地開発基準対象外であっても下流に道路がありますので土砂を含む濁水が流出する可能性がありますので、少なくとも本地域の林地開発基準はに遵守した施設づくりが望ましいと思います。

これに一部関連しますが貯留構造物からすぐ廃棄物埋立が計画されていますが、本来、のり面崩壊による廃棄物や土砂流出があった場合においても、埋立地外への流出を防止するため、流出防止のための保安距離をとって埋立て開始するべきだと思います。



②石綿・水銀など基準以上のものは受け入れないというチェック体制ができているのか

私が持っている資料は肥前環境(株)の一般廃棄物最終処分場の設置許可申請書ですので回答できません。

③上記①②より、浄水槽からの排水は多少の塩分はあるが真水同然であるのか

浄水場（浸出水処理施設）からの排水はBOD60mg/L, COD90mg/L, SS60mg/L, TN60mg/l, Ca100mg/Lですので、排水基準の最低基準ですので真水同然ではありません。また塩分は埋立物が一般廃棄物焼却残渣と不燃残渣であれば脱塩処理がありませんので海水よりも高濃度の塩分濃度になります。（海水の塩分濃度は1.5~2%、脱塩しない一般廃棄物浸出水処理水であれば2~2.5%です）

④市が行う（排水口から100m地点で年3回の水質検査）で伊万里湾の水質は、安全に保たれるのか

適切な埋立管理、浸出水管理が行われれば、生活環境影響調査のとおり、環境基準は維持できます。



黒塩地区廃棄物最終処分場環境対協議会からの事前質問に関する基礎資料

6月25日付けで「伊万里の自然と環境を守る会」村上会長様より意見照会を受けました。項目が沢山ありますが、私が事前にいただいた計画概要と、今回いただいた内容に相違があるため、市に照会したところ事業者は資料を修正中とのことでしたので、現時点で回答すると混乱を生ずると思い基礎資料という形で、一般論として回答させていただきます。

今回は

- ・最終処分場の建設と廃止について（廃止できる処分場）
- ・最終処分場の規模、特に埋立高さについて
- ・埋立物の種類により埋立斜面の安定化、浸出水原水濃度は異なること
- ・最終処分場の防災について

説明させていただきます。



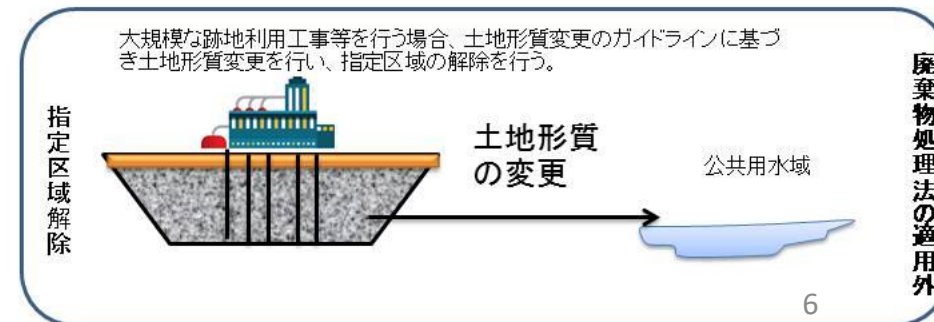
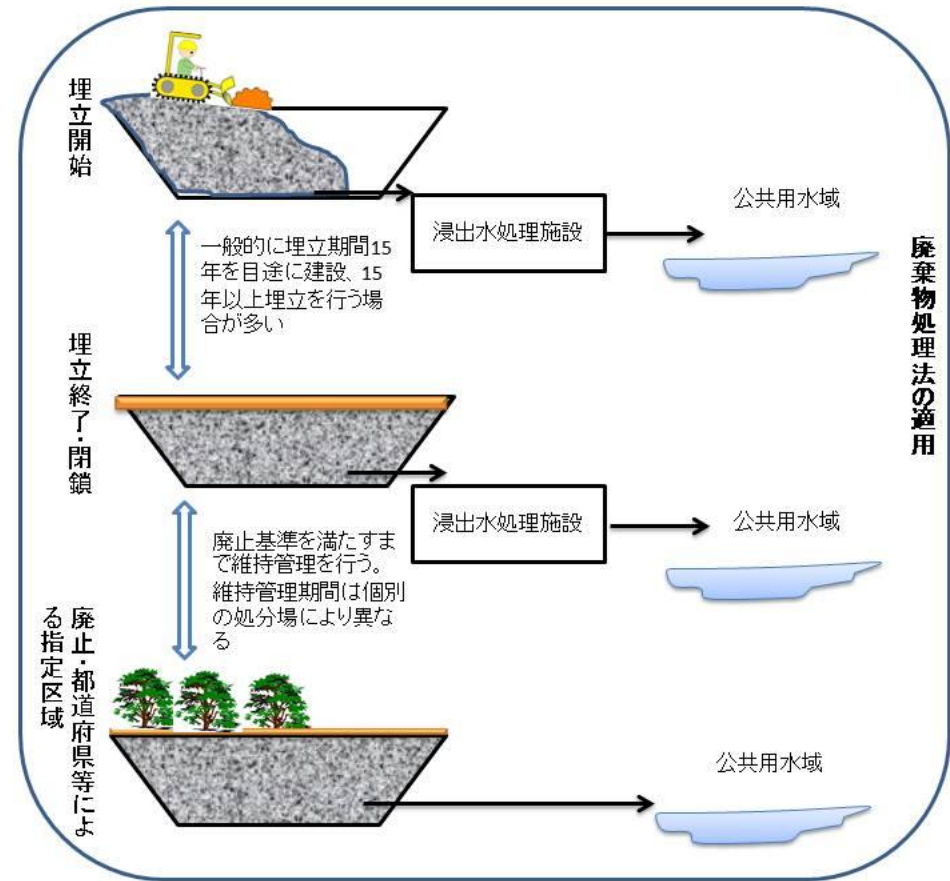
日本の最終処分場の特性

- 中間処理(焼却・破碎等→最終処分)が廃棄物処理の原則
- 埋立→安定化→廃止が埋立の基本
- 山間部に建設される場合が多い。
- 小規模施設が多い。
- 降水量が多い。



早期に廃止できる最終処分場でなければならない

- 埋立期間⇒概ね15年(今回は10年?)
- 埋立て終了：水処理施設は稼働
- 浸出水原水が2年以上排水基準以下（その他温度、沈下等の基準がある）になったら浸出水処理施設を停止→**廃止**
- 管理型処分場は埋立終了から廃止までの維持管理が必要となるが維持管理積立金制度がある。
- しかし廃止までの期間が長期化すると維持管理費も嵩み、積立金では不足するケースがある
- 企業が倒産した場合は地域の負の遺産となる
- **早期に廃止できることが重要**



廃止基準

- ガス発生量の増加が2年以上認められない
 - 埋立地の内部が周辺の地中温度に対して異常な高温でないこと
 - 50 cm以上の覆いにより開口部が閉鎖
 - 構造基準に適合している
 - 排水基準等が2年以上基準に適合
 - 雨水が入らず、腐敗せず保有水が生じない廃棄物を埋め立てる処分場の覆いについては、沈下、亀裂その他の変形が認められない
-
- **排水基準等とは**
 - 環境省が定める一律基準（例：COD90mg/L）
 - 都道府県が定める上乗せ排水基準（例：COD20mg/L, 窒素10mg/L） mg/L
 - 生活環境影響調査により、水域環境基準や利水基準等が守れない場合、排水基準を厳しくする。

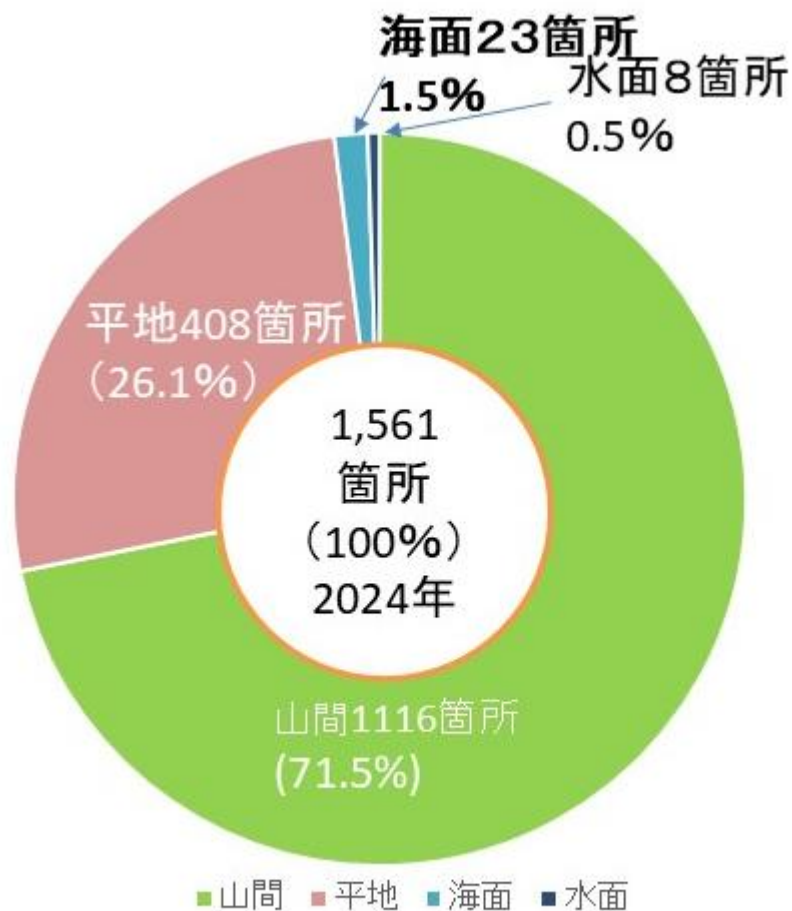


廃止遅延の原因

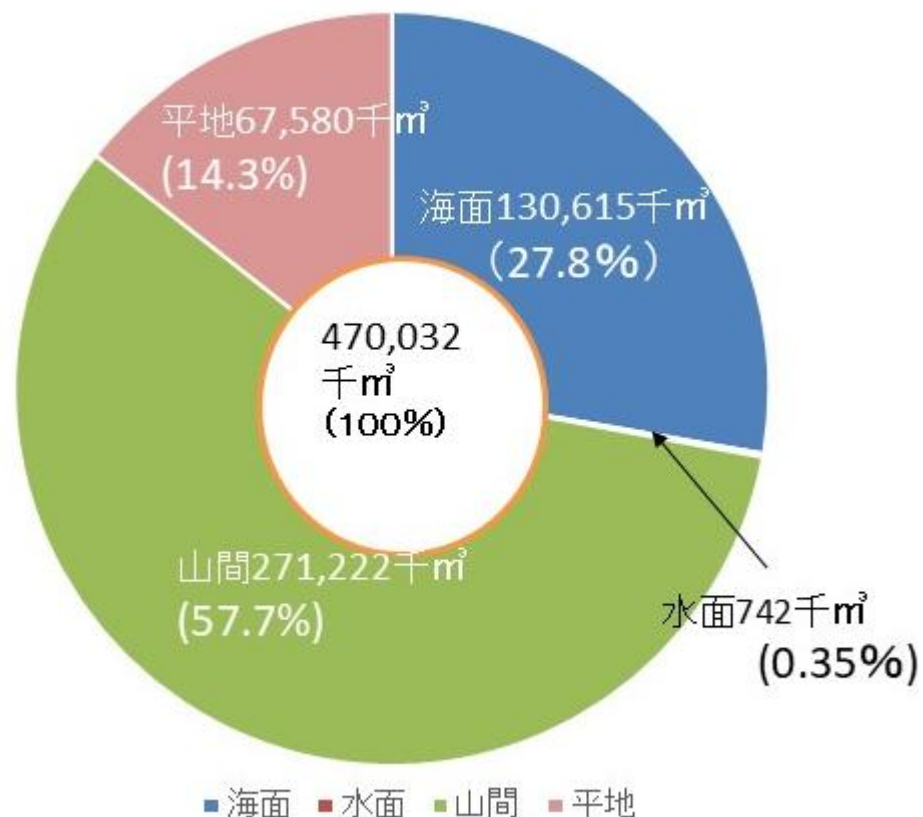
- ・ 埋立高さ：埋立高さが高いほど、水質は高濃度となり、低下速度は遅くなる
- ・ 排水基準：排水基準を厳しくすれば安定化が遅く廃止は長期化する
(緩い基準で早く廃止させるか？ 厳しい基準で長期間かかっても環境保全第一に考えるか？)



日本の最終処分場の立地別個所数(一般廃棄物)

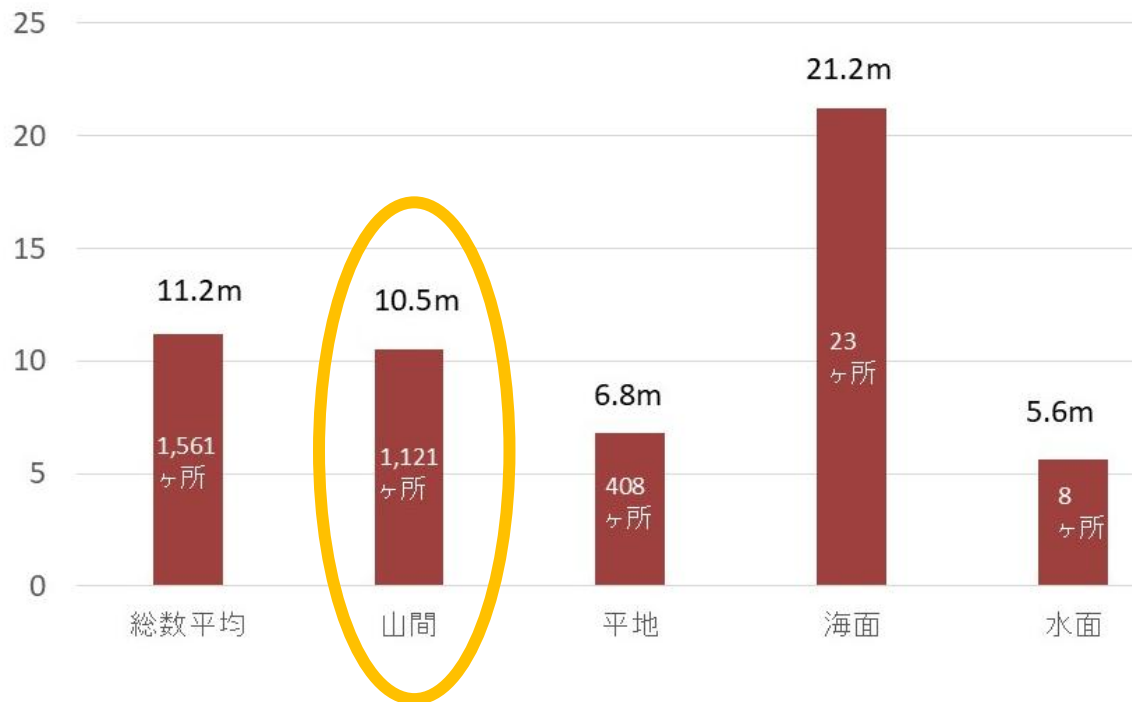


立地場所別数量



立地場所別埋立容量

日本の最終処分場立地別平均埋立高さ (一般廃棄物2024)



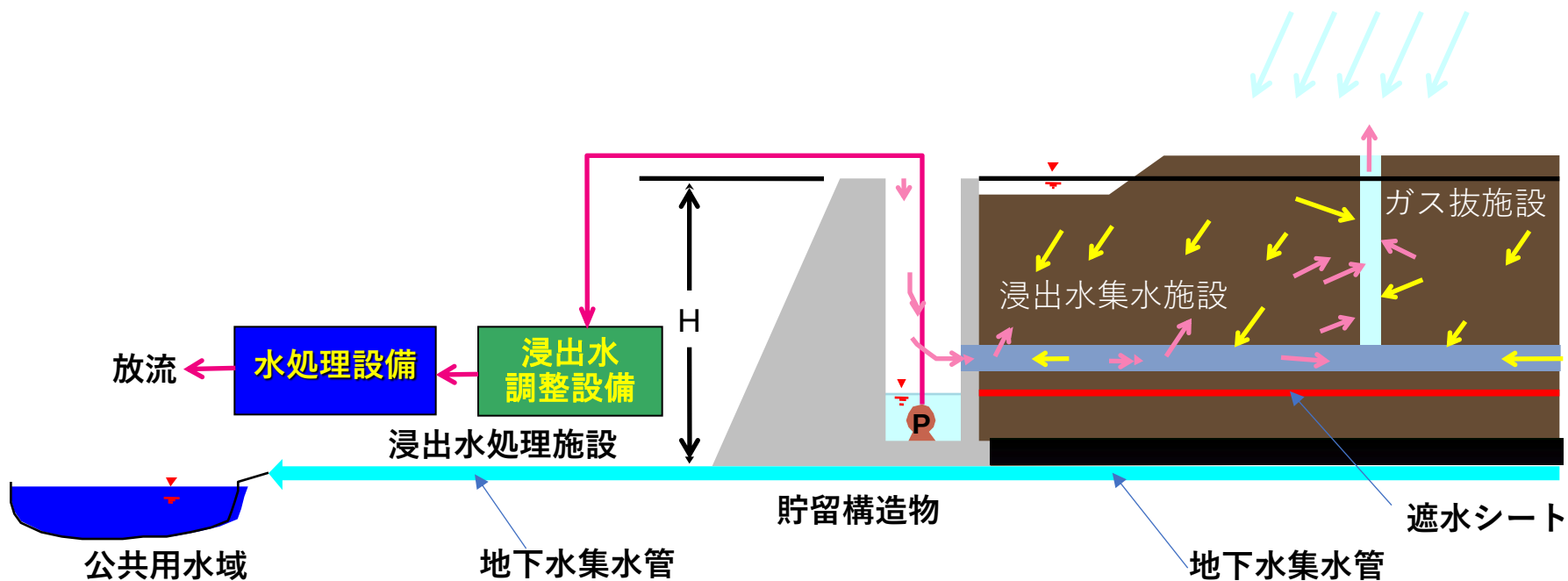
黒塩地区：平均埋立高さ20.9m ($1,104,632\text{m}^3/52,819\text{m}^2$)

最大高低差：56m

大半が法面構造となるが底部の他に中段にも保安距離をとる必要がある。



水収支浸出水処理システム



浸出水水収支

- 最大降水量 2020年の日降水量を用いて水収支計算
- 処理能力：200m³/日
- 浸出水調整施設：6,000m³

これを超える降水量（調整容量）の時は埋立内部貯留
(内部貯留量約6,000m³)



- 内部勾配は1：2以上でなければ内部貯留不可（造成図では堰堤以外は1：1）
- 内部貯留量計算に用いた間隙率は17.9 %（一般的には5～10%）



のゲリラ豪雨対策のキャッピング事例



埋立部分を除く場所の簡易キャッピング



浸出水調整槽の被覆



浸出水原水と処理水

	原水	処理水	基準	
pH	5～9	5～9	廃掃法排水基準	
BOD	500	60	廃掃法排水基準	
COD	300	90	廃掃法排水基準	
SS	200	60	廃掃法排水基準	
T-N	200	60	廃掃法排水基準	
Ca	1,500	100		

単位：mg/L(pHを除く)

埋立物と埋立比率が決まらなると原水水質は設定できない。
場当たりの搬入ではなく、埋立比率を決めることが望ましい。



環境基準等

環境基準：生活環境保全上、必要な環境の目標値を地域別に環境省が定める。(水質・騒音・振動・悪臭・地下水・土壌)

排水基準：環境省が全国一律に定める**排水基準**(生活環境項目と健康項目)

上乗せ排水基準：都道府県知事が環境基準を達成するために全国一律基準より厳しい基準を条例で定める基準

その他所轄省庁が定める基準：**水産用水基準、工業用水基準、農業用水基準等**



遮水工の安全性

- ・ 遮水工、特にシートは対候性、強度に優れた製品が用いられている
- ・ 何年持つかの議論はこれまで行われているが、使用環境にもよるが永久に使用できる科学的根拠はない。
- ・ このため最終処分場は早期に安定化させ、早期に廃止させ、処分場機能を完了させることが必要
- ・ 例えば埋立期間15年、埋立終了後15年、合計30年



貯留構造物（土堰堤）について

- ・高さについては安定計算を行い、内部貯留を行う場合は造成計画と内部貯留量計算を見直す必要がある。
- ・堰堤を集水管が貫通する計画となっているが、均一盛土中にコンクリート巻き立て構造物を貫通することにより、遮水機能が担保されるのか課題がある。水が入ると崩壊リスクがある。



おわりに

計画条件把握が正確にできていない状況下で、わかる範囲内でコメントしました。

産業廃棄物と一般廃棄物を埋め立てる場合、何を何%埋立てるのが定まらな
いと斜面の安定計算、浸出水原水水質予測等ができないので、これらが定まっ
たら再度、コメントしたいと思います。

住民参加と情報公開は廃棄物処理法でも謳われているので、必要な範囲内で事
業者と納得のいくまで議論されたら良いと思います。



(1) 協定書内の語句の説明として「定義」が必要では。

(定義)

第2条〔施設〕とは、処分場を構成する、埋立施設、土堰堤、浸出水調整槽、浸出水処理施設、沈砂池等からなる。

2 この協定において「施設の廃止」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)以下「廃棄物処理法」という。)に規定する廃止の基準に適合することについて、佐賀県の確認を受けることをいう。

3 この協定において「施設の建設」とは、施設等の整備に着手した日から供用期間の開始日の前日までをいう。

4 この協定において、「関係車両」とは、工事車両と運搬車両をいう。工事車両は、施設等を建設するために、建設資材、機械、編成構成員等を運搬・輸送するための車両をいい、運搬車両は、積載した産業廃棄物を施設内に搬入するための車輛をいう。

5 この協定において「施設の運営」とは、施設整備が終了して廃棄物の受け入れを開始してから埋立てを終了するまでのことをいう。

6 この協定において「工事期間」とは、施設等の整備に着手した日から供用開始の前日までをいう。

7 この協定において「供用期間」とは、施設の建設完成後、廃棄物の受け入れを開始した日から埋め立て終了後、施設を廃止する日までの期間をいう。

8 この協定において「施設の廃止」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)以下「廃棄物処理法」という。)に規定する廃止の基準に適合することについて、佐賀県の確認を受けることをいう。

(2) 連絡協議会の設置を。

処分場建設から供用期間中及び埋め立て終了後にわたって継続した処分場の監視ができる体制として、地元住民、市、事業者で組織した連絡協議会を設けて監視体制や情報共有の仕組みを明確にする。

(連絡協議会)

第〇条 乙は、周辺地域の生活環境に関して甲及び丙と意見交換を行うための連絡協議会を設置し、毎年すくなくとも1回、定期に開催する。

2 甲及び丙は、処理業務により生活環境の保全上の支障が生じ、又は生じるおそれがあると判断したときは、乙に連絡協議会の開催を請求することができる。この場合において、乙は特段の事情があるとき段の事情があるときを除き、これに応じるものとする。

3 甲、丙及び地域住民は、施設等の稼働状況又は環境監視の実施状況等を確認するために必要がある場合は、施設等に立ち入り調査し、資料の提出を求めることができる。

4 乙は、連絡協議会を開催しようとするときは、開催の日の2週間前までに、連絡協議会の日時及

び会場を記載した書面を丙に交付するものとする。

5 連絡協議会の開催に要する経費は乙の負担とする。ただし、第2項の規定により開催したときは、丙乙折半し負担するものとする。

(3) 廃棄物の搬入区域を定めておくべきでは。

(廃棄物の搬入区域)

第〇条 廃棄物の搬入区域は、原則として佐賀県、長崎県、福岡県とする。

(4)環境保全対策では甲地区に溶け込むような処理場の建設を。

(環境保全対策)

第6条 乙は、別表2原則に定める……………

2 乙は、施設における硫化水素等……………

3 乙は、美しい甲地区に溶け込む処分場となるように甲及び地域住民の意見や要望を聞き、甲、乙、丙及び丁が十分に協議して対応するものとする。

(5)心配される地下水汚染対策は万全に。

(地下水汚染対策)

第〇条 乙は、廃棄物埋め立ての自重や地震などで遮水シートの破損などで有害物質が地下水に漏れることがないように万全の措置を講じた整備を行なうものとする。

2 工事期間中並びに供用期間中及び埋め立て完了後において地下水汚染が発生した時は、直ちに調査して万全の措置を講ずるものとする。

(6) 環境保全と地域振興対策の別途締結について。

処分場の景観、処分場の侵入道路の整備、埋立完了後の跡地活用策、埋立天端での運動広場や公園、駐車場を想定しフラット面積確保。甲地区への地域振興策の対応など。については、環境保全協定にそぐわないことから別途協定書を締結することを表記する。

(環境保全等への協力)

第17条 乙は、地域が行う生活環境及び自然環境の向上に寄与する活動に協力するものとする。

2 協定に定めない環境保全と地域振興対策については、乙及び丁と甲並びに丙が別途協定を結ぶものとする。

黒塩地区産廃処分場の覚書に関する意見について

※本処分場設置計画の覚書の協議に関して、次の2項目が重要事項と考える。

①環境保全対策…特に伊万里湾水質汚染の風評被害防止対策

②景観整備対策…交通量の多い国道に隣接した場所への設置計画

上記2点の対策が解決できれば、個人的には協議完了と考える。

1. 第3回対策協議会で決まった事

①国道から丸見えの処分場の外観を植樹して目隠しする。

②埋め立て完了後、山積みされた廃棄物を自然放置しないということで、公園化など「景観対策」について、5年ごとに協議する。

◆5年毎の協議でなく、事業者「運動公園として整備してもらい、譲渡後は、市の施設として管理する」と本覚書に明記する。

2. 伊万里湾水質汚染の風評被害防止のため、大学教授に検証してほしい事

①処分場の浄水化設備が200mm/hの豪雨にも対処できる構造になっている。

②石綿・水銀など基準以上のものは受け入れないというチェック体制。

③上記①②より、浄水槽からの排水は多少の塩分はあるが真水同然である。

④これにより、市が行う（排水口から100m地点で年3回の水質検査）で伊万里湾の水質は、安全に保たれる。

3. 事故発生や異常発生が2度続いた場合は、操業停止もやむえない旨の条項を盛り込んで頂くようお願いします。

環境保全協定（案）

黒川町及び牧島地区（以下「甲」という。）、肥前環境株式会社（以下「乙」という。）、伊万里市（以下「丙」という。）及び大栄環境株式会社（以下「丁」という。）は、伊万里市黒川町黒塩字飛石 2 0 1 9 番 5 外に、乙が設置する廃棄物の管理型最終処分場（以下「施設」という。）の建設及び施設が廃止されるまでの間の運営に関し、次のとおり環境保全協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、乙が設置する施設の建設及び運営により発生する公害（環境基本法（平成 5 年法律第 9 1 号）第 2 条第 3 項に規定する公害をいう。以下同じ。）等を未然に防止するとともに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号。以下「廃棄物処理法」という。）、その他関係法令及び本協定に定める事項を誠実かつ適正に遵守し、万全な措置を講ずることにより、黒川町及び牧島地区の住民（以下「地域住民」という。）の安全を確保し、良好な生活環境の保全を図ることを目的とする。

（責務）

- 第 2 条 甲は、地域住民の安全の確保と生活環境の保全を図るため、協定事項の実施の確認を行うものとする。
- 2 乙は、施設の建設及び運営にあたり、周辺地域の自然環境及び海域環境の保全に配慮し、伊万里湾への影響はもとより、地域住民の生活環境に影響を与えないよう、公害防止技術の向上に努め、常に適切な措置を講じるとともに、施設に起因する諸問題について責任を負う。
- 3 丙は、地域住民の安全の確保と生活環境の保全を図るため、甲とともに協定事項の実施の確認を行うとともに、乙に対し履行の助言等を行うものとする。
- 4 丁は、乙が行う施設の建設及び運営について、乙に対し指導等を行い、協定の履行について、連帯して責任を負う。

（施設の建設）

- 第 3 条 乙は、施設の建設にあたっては、次の各号に掲げる事項を確実に実施するものとする。
- (1) 地域住民の安全の確保及び生活環境の保全に十分配慮するとともに、監督責任者を配置し、廃棄物処理法その他の関係法令を遵守するものとする。
- (2) 濁水対策として、仮設沈砂池を設置するなどの対策を講じ、水質汚濁の防止を図るものとする。

- (3) 関係車両の運行にあたっては、交通法規を遵守し、周辺住民の生活環境に支障をきたさないようにするとともに、乙の関係車両であることが判別できるようにし、騒音、振動及び粉じんの発生防止に配慮するものとする。

(施設の運営)

第4条 乙は、施設の運営及び設備の更新にあたっては、最新の技術の導入等を目指し、地域住民の生活環境に影響を及ぼさないよう公害防止技術の向上に努めるものとする。

- 2 乙は、施設の運営にあたっては、廃棄物処理法に定める技術管理者を配置し、関係法令の遵守とともに、適正な維持管理に努めるものとする。

(廃棄物の種類)

第5条 施設に搬入できる廃棄物の種類は、別表1のとおりとする。

- 2 佐賀県外から搬入できる産業廃棄物は、佐賀県産業廃棄物等の適切な処理に関する条例（令和8年佐賀県条例第14号）に定める佐賀県知事と協議等を経た廃棄物とする。
- 3 施設に搬入する廃棄物の種類を変更するときは、事前に甲及び丙と協議するものとする。

(環境保全対策)

第6条 乙は、別表2に定める地下水及び放流水の水質基準を遵守し、伊万里湾への環境負荷の低減に努めるものとする。

- 2 乙は、施設における硫化水素等の排出ガス、騒音、振動、粉じん及び悪臭の発生並びに廃棄物の飛散を防止するとともに、必要に応じて自主測定を実施するものとする。
- 3 乙は、処分場の法面の崩壊防止とともに、施設の景観について、植樹などによる対策を講じるなど、必要に応じて甲、乙及び丙で協議するものとする。

(施設の操業時間、搬入車両)

第7条 施設の操業時間は、原則、午前8時から午後5時までとする。ただし、日曜日、年末年始は操業しない。

- 2 乙は、廃棄物の搬入及び処理に関し、法令に違反する行為が生じないように、乙の従業員及び関係事業者に対し、教育、指導その他必要な措置を講じるものとする。
- 3 施設への廃棄物の搬入車両は、交通法規の遵守とともに、周辺住民の生活環境に支障をきたさないようにすること。
- 4 乙は、施設への廃棄物の搬入車両について、乙の関係車両であることが判別できるようにするとともに、公道上において待機を行わないよう指導するものとする。
- 5 乙は、災害等やむを得ない事情により、施設の操業時間を変更するときは、事前

に甲及び丙と協議するものとする。

(情報の公開)

第8条 乙は、地下水及び放流水の水質検査結果について、検査機関から受領後、速やかに甲及び丙に提出するとともに、ホームページ等において公表するものとする。

2 乙は、施設運営に支障を及ぼさない範囲において、積極的に施設の公開に努めるものとする。

3 乙は、甲及び丙に対し、施設の管理運営の状況について、年1回以上定期的に報告するものとする。

(立入調査)

第9条 甲及び丙、甲又は丙の指定する者が協定の履行の範囲内において、施設内に立ち入り調査・測定等を申し入れたときは、乙は、これに協力するものとする。

(事故等の措置)

第10条 乙は、環境省の示す指針（平成18年12月25日環廃対061215002・環廃産061215018）に沿って廃棄物処理施設事故対応マニュアルを作成し、施設に備え置くとともに、周辺地域の生活環境、自然環境及び伊万里湾の海域に重大な影響を及ぼすおそれのある事故等が発生したときは、ただちに廃棄物の搬入を停止し、適切な措置を講ずるとともに、遅滞なくその内容を甲及び丙に報告するものとする。

(交通安全の実施)

第11条 乙は、施設を利用する車両等に対し、交通安全の徹底を指導し、児童生徒の通学時の安全の確保とともに、地域住民の車両の優先等に努めるものとする。

2 乙は、施設の建設・運営に伴い生じた道路損傷等について、道路管理者に連絡するとともに、速やかに応急の措置を講ずるものとする。

(苦情処理)

第12条 乙は、施設の建設・運営に関して、地域住民から苦情を受けたときは、誠意をもって迅速に対応するものとする。

(損害賠償責任)

第13条 乙は、施設の建設・運営に伴い生じた損害に対し、誠意をもって賠償するものとする。

(施設等の変更)

第14条 乙は、施設の運用開始後に施設・設備の改良、変更（軽微なものを除く）をするときは、事前に甲及び丙と協議するものとする。

(埋立て期間)

第15条 乙が、廃棄物の埋立てを行うことができる期間は、埋立て開始から20年間とし、これを変更する場合は、事前に甲及び丙と協議するものとする。

(埋立て終了後の管理)

第16条 乙は、埋立てを終了し、施設の廃止確認後においても、施設に起因する災害や環境汚染によって周辺環境に支障を及ぼすことがないよう万全の措置を講ずるものとする。

2 乙は、施設の廃止確認後においても、●年間は地下水及び放流水の水質検査を実施し、その結果を甲及び丙に提出するものとする。その後の継続については、甲及び丙と協議するものとする。

(環境保全への協力)

第17条 乙は、地域が行う生活環境及び自然環境の向上に寄与する活動に協力するものとする。

(協定等の履行)

第18条 乙は、協定事項を誠実に履行し、丁は、乙の履行責任を連帯して負う。

2 甲及び丙は、乙が協定内容に違反する重大な行為があった場合又は履行しない場合は、違反等が解消されるまでの期間、施設の建設又は運営の一時停止を求めることができる。

(継承に係る措置)

第19条 乙は、施設の譲渡・貸付等を行う場合は、事前に甲及び丙と協議するとともに、譲渡等を受けた者から協定に定めた事項の履行義務の継承の同意を得るものとする。

(疑義事項の協議)

第20条 協定に定めがない事項、疑義が生じた場合は、必要に応じて甲、乙、丙及び丁が協議して定めるものとする。

(管轄裁判所)

第21条 協定に定める事項に関する争訟は、甲の所在地を管轄する裁判所とする。

この協定の締結を証するため、本書5通を作成し、各自押印の上、各自1通保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 佐賀県伊万里市黒川町塩屋504番地1
黒川町区長会 会長 ⑩

佐賀県伊万里市瀬戸町5832番地2
牧島地区区長会 会長 ⑩

乙 佐賀県伊万里市伊万里町甲513番地
肥前環境株式会社
代表取締役 ⑩

丙 佐賀県伊万里市立花町1355番地1
伊万里市長 ⑩

丁 大阪府和泉市テクノステージ二丁目3番28号
大栄環境株式会社
代表取締役 ⑩

別表 1（第 5 条関係）

(1)施設に搬入できる産業廃棄物の種類

①	燃え殻（水銀含有ばいじん等を含む）
②	汚泥（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物を含む）
③	廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む）
④	ゴムくず
⑤	金属くず
⑥	ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む）
⑦	鉍さい（水銀含有ばいじん等を含む）
⑧	がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）
⑨	ばいじん（水銀含有ばいじん等を含む）
⑩	紙くず
⑪	木くず
⑫	繊維くず
⑬	動植物性残さ
⑭	動物系固形不要物
⑮	政令第 2 条第 13 号廃棄物
⑯	廃石綿等（特別管理産業廃棄物）

(2)施設に搬入できる一般廃棄物の種類

①	焼却残さ（燃え殻、ばいじん（水銀含有ばいじんを含む））
②	不燃物（石綿含有廃棄物を含む）